

えっ!?

これって

カルテル

なの??

中小企業向け
独占禁止法の手引き

事例で
分かる



独占禁止法は、大企業に適用されるものだと思ってはいませんか？

確かに大企業を中心に摘発されましたが、最近では、中小企業においても、摘発される事例も出でています。

企業が独占禁止法違反として摘発された場合、財産的な損害を受けるだけでなく、長年の努力により築いた社会的評価を損なうこととなります。

本冊子をお読みいただき、貴社の活動の中で、不安な点がございましたら、お早めにご相談いただくことが肝心です。

近年中小企業が関わった事案

- ・種苗の販売者に関する事案
- ・ガス関連の製造販売業者に関する事案
- ・計測器の製造販売者に関する事案
- ・LPガス容器の製造業者に関する事案
- ・ケーブルの製造販売業者に関する事案
- ・食品加工協同組合に関する事案など

中小企業でも高額な課徴金が実際に課されています。



あるカルテル事件の例
8億7521万円／3社!!

カルテルで摘発された中小企業からのコメント



カルテルは知っていたけど、まさか私たちのやっていることがカルテルになるとは思っていませんでした。

大きな利益を得ようとしたんじゃなくて、上がってきた原材料価格の分だけ、業界でそろって値上げしただけでもカルテルになるの！？悪いことをしようと思ったわけではないのに。



公正取引委員会がカルテルの疑いでうちに立ち入り調査にきたのは、全く予想外でした。法律のことは難しくてよく分からなかったなあ。

本書では、独占禁止法違反となるおそれのある行為について、以下の4つの場面に分けてご紹介いたします。

ライバル会社等と接觸する
(情報収集・意見交換等)
場面で…

業界団体の活動の場面で…

組合の活動の場面で…

入札の場面で…

その他

こんな行為も独占禁止法違反となる可能性があります！

※ここで取り上げている事例は独占禁止法違反となるおそれのある行為を掲げたものであり、実際には個別の事例により判断されます。

ライバル会社等と接触する（情報収集・意見交換等）場面で…

その

1

懇親会の場で何気なく会話しているAさんとBさん

- A 「最近は原料価格も上がってきてしまっています。うちも価格を上げなければとてもやっていけないですよ。Bさんの会社はどうですか。」
- B 「うちも似たような状況ですよ。
価格を上げなければどうにもなりませんね。」
- A 「Bさんの会社ではいくらくらい上げますか。」
- B 「原料相場からすると、100円は値上げしないといけませんね。」



ポイント

懇親会の場には、多くの同業者が参加している場合があります。そのような場で、価格の話をすることは問題です。

「値上げしよう。」「賛成」というように、その場で値上げを決めていない場合であっても、同業者間で価格に関する情報交換が行われ、その後に各社が同じような行動をとった場合は、暗黙の合意が認定され、独占禁止法違反となるおそれがあります。

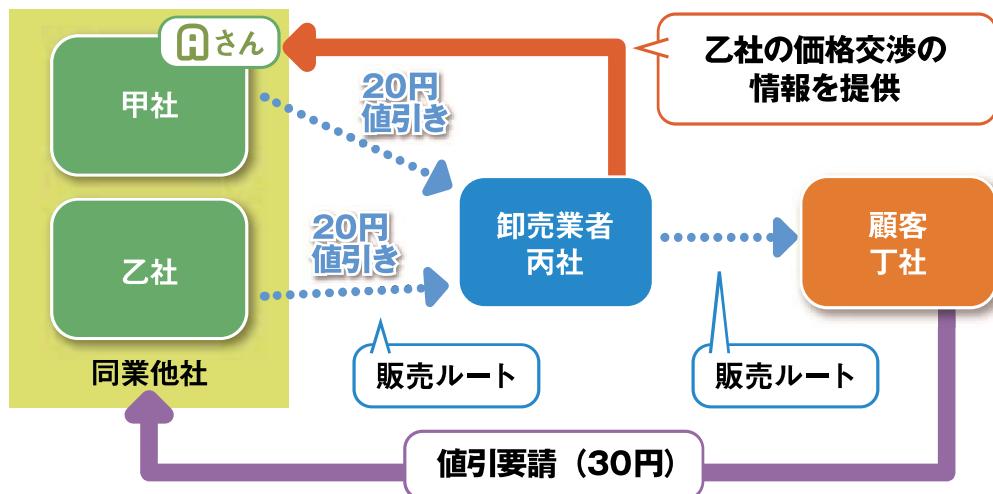
また、このようなケースでは、実際に100円値上げした場合だけでなく、100円の値上げをユーザーに申し入れた事実があれば、値上げが実現しなかったとしても、独占禁止法違反となるおそれがあるので、注意が必要です。

ライバル会社等と接触する(情報収集・意見交換等)場面で…

その
2

甲社・乙社は卸売業者丙社を通じて顧客である丁社に同じ商品を供給しています。あるとき、顧客丁社から各社に対し、30円の値引き要請が行われました。

甲社の営業担当のAさんは、プライスリーダーである乙社に対していくらで応じるつもりか問い合わせたところ、「価格に関して話すとカルテルとなるのでできないが、卸売の丙社ならば知っているので、丙社を通じて情報交換しましょう」といわれ、Aさんは丙社から乙社が20円の値引きに応じることを聞き、甲社も20円の値引きに応じることとしました。



ポイント

情報交換は、同業者間だけでなく、顧客（卸業者や代理店を含む）を経由して行われる場合も独占禁止法違反となるおそれがあるので、注意が必要です。

例えば、顧客に関する価格等の情報を、卸売業者を中心として交換する場合には問題となる場合があります。

業界団体の活動の場面で…

その

3

ある業界団体に属している
甲社のAさんのつぶやき



今年も業界団体が
基準価格を示してくれたなあ…
例年より上がっていることだし、
うちも値上げ
することにしよう。

ポイント

事業者団体が会員の販売価格についての基準価格や料金表を作成することは、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会 平成7年）によると原則として独占禁止法に違反します。

また、業界団体の構成員である甲社にも課徴金納付命令や罰則が科せられる場合があります。

※その4（6ページ）をご参照ください。

業界団体の活動の場面で…

その

4

ある業界団体に所属しているAさんは、業界団体の委員会で毎月、各社の製品ごとの生産量、出荷量、販売額等を報告しており、他社も同様の報告をしています。

ポイント

業界団体において行っている場合でも、独占禁止法違反となるおそれがあります。直近の各社の製品ごとの生産量、出荷量、販売額等を報告し合うことは、カルテルと認定され、独占禁止法違反となるおそれがあります。

業界団体が価格、生産数量、販売数量等について取り決め、独占禁止法違反となった場合、業界団体の構成員に課徴金が課されます。



参考

情報活動を行うに当たって、原則として違反とならない行為には、以下のような行為があります。ただし、価格制限行為等を監視するための活動や現在または将来の価格についての共通の目安を与えるなどの場合は独占禁止法違反となるおそれがあります。詳しくは「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会 平成7年）」をご参照ください。

- ・消費者への商品知識等に関する情報の提供
 - ・技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供
 - ・事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表※
 - ・価格に関する情報の需要者等のための収集・提供※
 - ・価格比較の困難な商品又は役務の品質等に関する資料等の提供
 - ・概略的な需要見通しの作成・公表
 - ・顧客の信用状態に関する情報の収集・提供
- ※個々の事業者のデータが明示されないことが必要

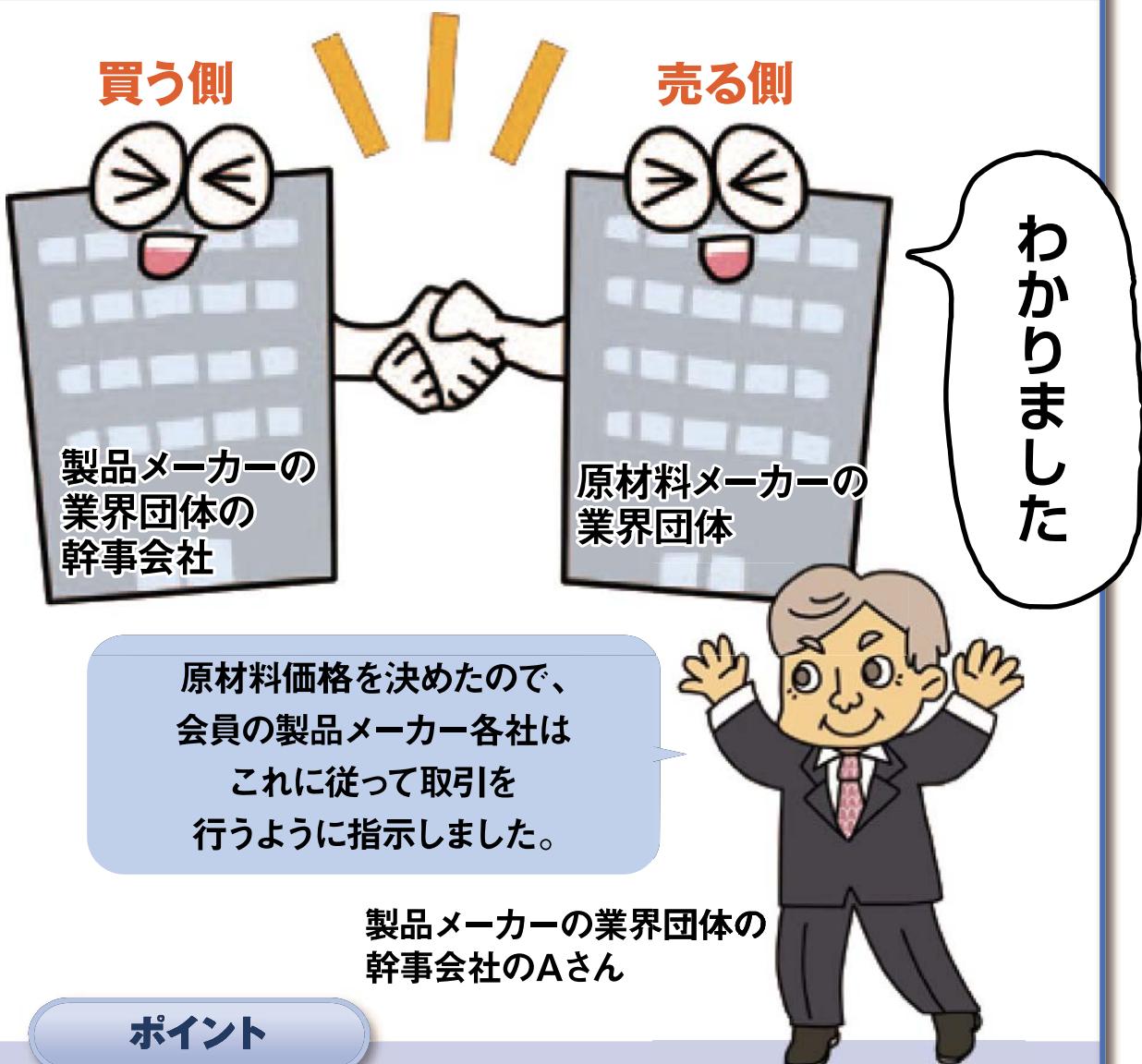
(「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」
(公正取引委員会 平成7年)
9 情報活動 (3) 原則として違反とならない行為 より一部抜粋)

業界団体の活動の場面で…

その

5

製品メーカー（買う側）の業界団体の幹事会社が
原材料メーカー（売る側）の業界団体とやりとりして、
その年の原材料価格を決めています。



製品メーカーの業界団体の幹事会社のAさん

ポイント

カルテルは売る側にのみ成立すると思われがちですが、買う側においても成立する場合があります。

製品メーカーの事業者団体が原材料の購入価格を決めれば、買う側の購入価格カルテルが問題となり、独占禁止法違反となるおそれがあります。

組合の活動の場面で…

その

6

ある協同組合に入っている Aさんの思いつき



組合に入っているし、
みんなで価格を決めて、
値崩れしないようにしよう。
確かに協同組合を作つておけば
独占禁止法の適用除外と
なつてゐるから
問題とならないはず。

ポイント

協同組合の行為だからといって、共同販売や共同購入等の組合事業以外の行為が独占禁止法の適用除外となるわけではありません。価格について取り決めたり、生産量について調整したりすると、独占禁止法違反となるおそれがあります。

参考

協同組合による共同販売や共同購入等の行為であっても、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、独占禁止法違反となります。

※詳細は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」
(昭和22年4月 法律第54号) 第22条をご参照ください。

入札の場面で・・・

その 7

甲社のAさんは、今回募集の出ている公共入札に参加しようか考えていました。

しかし、乙社の担当者から「今回は入札参加を見合させてほしい。」という電話がありました。Aさんは、前回の入札の際に同様のお願いを丙社にしており、自社が落札することができたので、今回は乙社の希望を聞き入れ、入札に参加しないことにしました。その結果、乙社が落札しました。



ポイント

一般競争入札においては入札の参加は自由です。

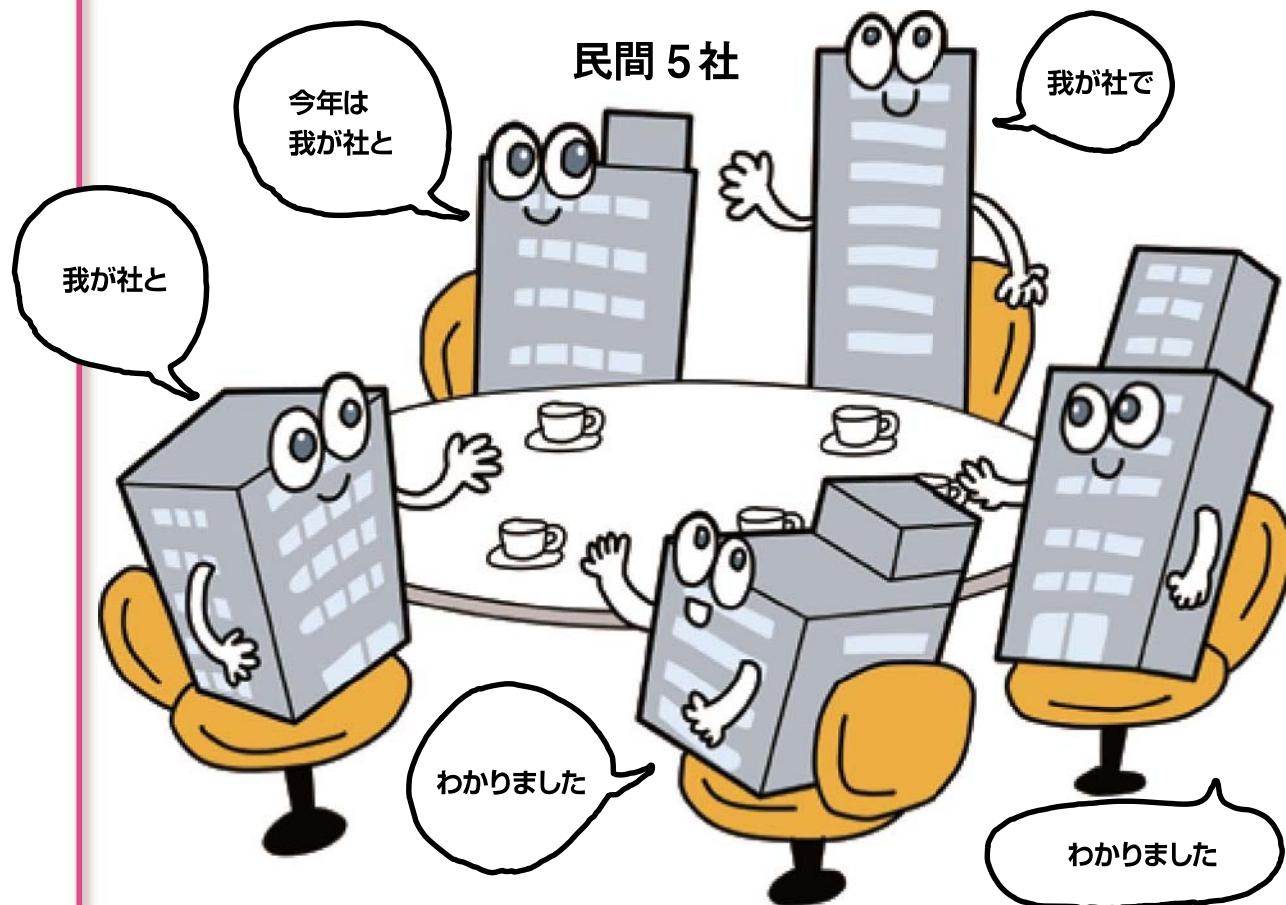
しかし、このようなケースでは、Aさんの会社は、入札には参加していないが、入札に参加しないことにより、乙社が落札できるように協力しているので、独占禁止法違反となるおそれがあります。

※民間の入札においても、同様の考え方方が当てはまります。

入札の場面で・・・

その⑧ 民間会社の入札に参加したAさん

毎年、甲社の入札に業界大手5社が参加しています。入札は製品単価の見積書の提出によって行われ、甲社は、単価の低かった順に取引量を割り振り、最も低かった価格で1年間3社との複数購買の取引を行います。5社は、毎年協議して入札の単価を調整しています。



ポイント

入札談合は、官公庁だけでなく、民間会社においても成立します。業界の大手5社は、単価入札において、単価を調整していたというのですから、本件は入札談合として、独占禁止法違反となるおそれがあります。

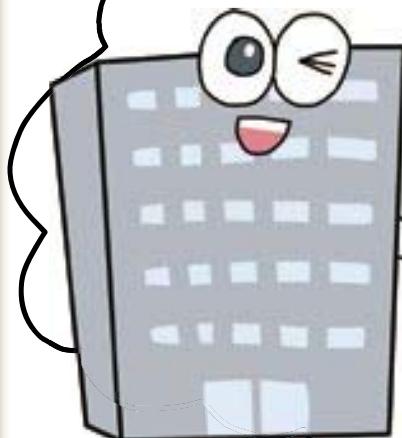
その他

その

9

ある業界のAさんのつぶやき

業界の慣行・ルール



Aさん

先輩も行って
きたからなあ

この業界は同業者が少ないし、
既にユーザーとの取引がある地域では、
各社が手出ししないことになっているけど、
よく考えてみると、独占禁止法に
違反するかも知れないな。でも、先輩の
時代から長年行っていることだし、
きっと例外的に独占禁止法の問題に
ならないんだろうな。



ポイント

古くからの業界の慣行・ルール（既存取引がある場合は手を出さない、競争しないという市場分割ルール）に従ったからといって、独占禁止法の適用が除外されるわけではありません。

長年の慣行・ルールであっても見直す必要があります。

独占禁止法に
違反するこがないように

注意すべきポイント

- 競争業者間及び業界団体での情報交換を行う際には注意が必要です。特に価格に関するものは危険です。
- 業界団体の活動の場では価格や数量に関する取決めを行わないようにしましょう。
- 組合の活動は、活動の範囲をきちんと守るようにしましょう。
- 入札において、落札者や入札単価に関する調整は行わないようにしましょう。



発覚した後では
遅いんです！
経営者も
コンプライアンスの
意識を高めましょう。
少しでも
不安な点があれば
お気軽に
ご相談ください。

独占禁止法の概要

正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」です。この法律の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです。市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は、自らの創意工夫によって、より安くて優れた商品を提供して売上高を伸ばそうとしますし、消費者は、ニーズに合った商品を選択することができ、事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されることになります。

※公正取引委員会HPより抜粋。

違反すると経営上深刻な影響があります

企業や事業者団体が、独占禁止法違反として摘発された場合、公正取引委員会より排除措置命令や課徴金納付命令が課されます。より悪質な事案については刑事罰が科されることもあります。

◆課徴金とは

カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するため、公正取引委員会が違反事業者に対して課す金銭的不利益のこと。

お客様からの信用も失って、
商売ができなくなってしまった…。



ご存じですか？

近年、独占禁止法が改正され、課徴金制度や罰則が強化されたほか、課徴金減免制度（リニエンシー）が導入されました。

◆個人への刑事罰の強化

カルテルや入札談合に適用される刑事罰の懲役刑の上限が3年から5年に引き上げられました。

◆課徴金減免制度とは

違反事業者が自らカルテル・入札談合に係る申告をすれば課徴金を減免される制度。

法令遵守が厳格化している企業が公正取引委員会に申告し、カルテル事件が発覚するケースがあります。

⇒ある日突然調査が入ることになります。

※課徴金減免制度の詳細は公正取引委員会HPをご参照ください。

（URL：<http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/genmen.html>）

公正取引委員会の相談窓口のご紹介

事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする、

商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、

共同事業、業務提携、共同研究開発などの個別具体的な内容が

独占禁止法上問題となるかどうかについての相談は、

公正取引委員会で受け付けています。

相談窓口については、公正取引委員会HPをご参照ください。

(URL : <http://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/jizen3.html>)

独占禁止法に関するご相談やご質問は、
全国の公正取引委員会の相談窓口までお気軽にどうぞ。

経済取引局取引部 相談指導室	住所： 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL： 03-3581-5481 E-mail： jizensoudan1@jftc.go.jp
北海道事務所総務課	住所： 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 TEL： 011-231-6300
東北事務所総務課	住所： 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL： 022-225-7095
中部事務所 経済取引指導官	住所： 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL： 052-961-9422
近畿中国四国事務所 経済取引指導官	住所： 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 TEL： 06-6941-2174
近畿中国四国事務所 中国支所総務課	住所： 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第4号館 TEL： 082-228-1501
近畿中国四国事務所 四国支所総務課	住所： 香川県高松市松島町 1-17-33 高松第2地方合同庁舎 TEL： 087-834-1441
九州事務所 経済取引指導官	住所： 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL： 092-431-5882
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	住所： 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎第2号館 TEL： 098-866-0049

競争環境整備室のご紹介

経済産業省 競争環境整備室では、独占禁止法に関する相談を受け付けており、また、独占禁止法に関するコンプライアンスの講師の派遣も行っております。この他、毎年独占禁止法について基礎から学べる研修も行っております。お気軽にお問い合わせください。

経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室

東京都千代田区霞が関 1-3-1

[担当] 大城 TEL: 03-3501-1550 E-mail: kyoso@meti.go.jp

独占禁止法のコンプライアンスの意識を高めて、今まで築いてきた企業イメージを守りましょう！

「知つてよかったです」



**各経済産業局でも独占禁止法のコンプライアンスに関する
相談を受け付けております。お気軽にお問い合わせください。**

北海道経済産業局 地域経済部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 北海道札幌市北区北8条西2丁目 TEL： 011-709-1912 E-mail： hokkaido-kyoso@meti.go.jp
東北経済産業局 地域経済部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 TEL： 022-265-3718 E-mail： tohoku-kyoso@meti.go.jp
関東経済産業局 総務企画部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL： 048-600-0215 E-mail： kanto-kyoso@meti.go.jp
中部経済産業局 地域経済部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL： 052-951-0544 E-mail： chubu-kyoso@meti.go.jp
近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 TEL： 06-6966-6011 E-mail： kansai-kyoso@meti.go.jp
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 TEL： 082-224-5734 E-mail： chugoku-kyoso@meti.go.jp
四国経済産業局 地域経済部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 香川県高松サンポート 3-33 TEL： 087-811-8514 E-mail： shikoku-kyoso@meti.go.jp
九州経済産業局 地域経済部 地域経済課 競争環境整備室	住所： 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 TEL： 092-482-5492 E-mail： kyushu-kyoso@meti.go.jp

中小企業における独占禁止法コンプライアンスに関する研究会 委 員

座長	根岸 哲	甲南大学法科大学院 教授
	荒井 恒一	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
	石岡 克俊	慶應義塾大学大学院法務研究科 准教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会 政策推進部長
	高橋 善樹	太樹法律事務所 弁護士
	多田 敏明	日比谷総合法律事務所 弁護士

オブザーバー

笠原 宏	公正取引委員会事務総局経済取引局 総務課長
橋本 定和	中小企業庁事業環境部取引課 課長補佐

事務局

経済産業省経済産業政策局競争環境整備室

※所属は平成25年5月23日時点

この冊子は、「中小企業における独占禁止法コンプライアンスに関する研究会」において検討・作成されました。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。